

田辺市国民保護計画

本 編

(令和4年度修正)

田 辺 市

田辺市国民保護計画 本編 目次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	1
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	2
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	4
1	事務又は業務の大綱	4
2	関係機関の連絡先	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	5
1	地理的特徴	5
2	社会的特徴	8
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	10
第1	武力攻撃事態及び緊急処理事態	10
1	武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）	10
2	緊急処理事態	10
第2	和歌山県における武力攻撃事態及び緊急処理事態の生起の可能性	11
第3	田辺市において攻撃目標として考えられる施設	12
第2編	平素からの備えや予防	13
第1章	組織・体制の整備等	13
第1	市における組織・体制の整備	13
1	市の各部局等における平素の業務	13
2	市職員の参集基準等	14
3	消防機関の体制	17
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	17
第2	関係機関との連携体制の整備	19
1	基本的考え方	19
2	県との連携	19
3	近接市町村との連携	20
4	指定公共機関等との連携	20
5	ボランティア団体等に対する支援	21
第3	通信の確保	21
第4	情報収集・提供等の体制整備	23
1	基本的考え方	23
2	警報等の伝達に必要な準備	23

3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	24
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	25
第5章	研修及び訓練	26
1	研修	26
2	訓練	27
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	28
1	避難に関する基本的事項	28
2	避難実施要領のパターンの作成	29
3	救援に関する基本的事項	29
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	30
5	避難施設の指定への協力	30
6	生活関連等施設の把握等	30
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	31
1	市における備蓄	31
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	31
第4章	国民保護に関する啓発	32
1	国民保護措置に関する啓発	32
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	32
第3編	武力攻撃事態等への対処	34
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	34
1	初動体制と職員の参集基準等	34
2	初動警戒体制	34
3	田辺市緊急事態連絡室の設置	35
4	国民保護対策本部に移行する場合の調整	37
5	市における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	38
第2章	市対策本部及び支部の設置等	39
1	市対策本部及び支部の設置	39
2	通信の確保	54
第3章	関係機関相互の連携	55
1	国・県の対策本部との連携	55
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	55
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	56
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	56
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	57
6	市の行う応援等	57
7	ボランティア団体等に対する支援等	58
8	住民への協力要請	58
第4章	警報及び避難の指示等	59
第1章	警報の伝達等	59

1	警報の内容の伝達等	59
2	警報の内容の伝達方法	60
3	緊急通報の伝達及び通知	61
第2	避難住民の誘導等	62
1	避難の指示の通知・伝達	62
2	避難実施要領の策定	63
3	避難住民の誘導	65
4	各事態における対応等	68
第5章	救援	70
1	救援の実施	70
2	関係機関との連携	71
3	救援の内容	71
第6章	安否情報の収集・提供	72
1	安否情報の収集	73
2	県に対する報告	73
3	安否情報の照会に対する回答	73
4	日本赤十字社に対する協力	75
5	市による安否情報の収集及び提供の基準	75
第7章	武力攻撃災害への対処	76
第1	武力攻撃災害への対処	76
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	76
2	武力攻撃災害の兆候の通報	76
第2	応急措置等	77
1	退避の指示	77
2	警戒区域の設定	78
3	応急公用負担等	79
4	消防に関する措置等	80
第3	生活関連等施設における災害への対処等	82
1	生活関連等施設の安全確保	82
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	82
第4	NBC攻撃による災害への対処等	84
1	NBC攻撃による災害への対処	84
第8章	被災情報の収集及び報告	86
第9章	保健衛生の確保その他の措置	87
1	保健衛生の確保	87
2	廃棄物の処理	88
3	文化財の保護	88
第10章	国民生活の安定に関する措置	89
1	生活関連物資等の価格安定	89
2	避難住民等の生活安定等	89

3	生活基盤等の確保	90
第11章	特殊標章等の交付及び管理	91
第4編	緊急対処事態への対処	93
1	緊急対処事態	93
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	93
第5編	復旧等	94
第1章	応急の復旧	94
1	基本的考え方	94
2	公共的施設の応急の復旧	94
第2章	武力攻撃災害の復旧	95
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	95
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	95
2	損失補償及び損害補償	96
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	96

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）、その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び和歌山県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、田辺市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に鑑み、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を策定する。なお、計画の策定に当たっては、「田辺市地域防災計画」を活用するものとする。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 緊急処理事態への対処
- 第5編 復旧等
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、田辺市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画策定時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事と協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）第5条で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事との協議は必要としない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情

報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規程により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者（以下「要配慮者」という。）の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

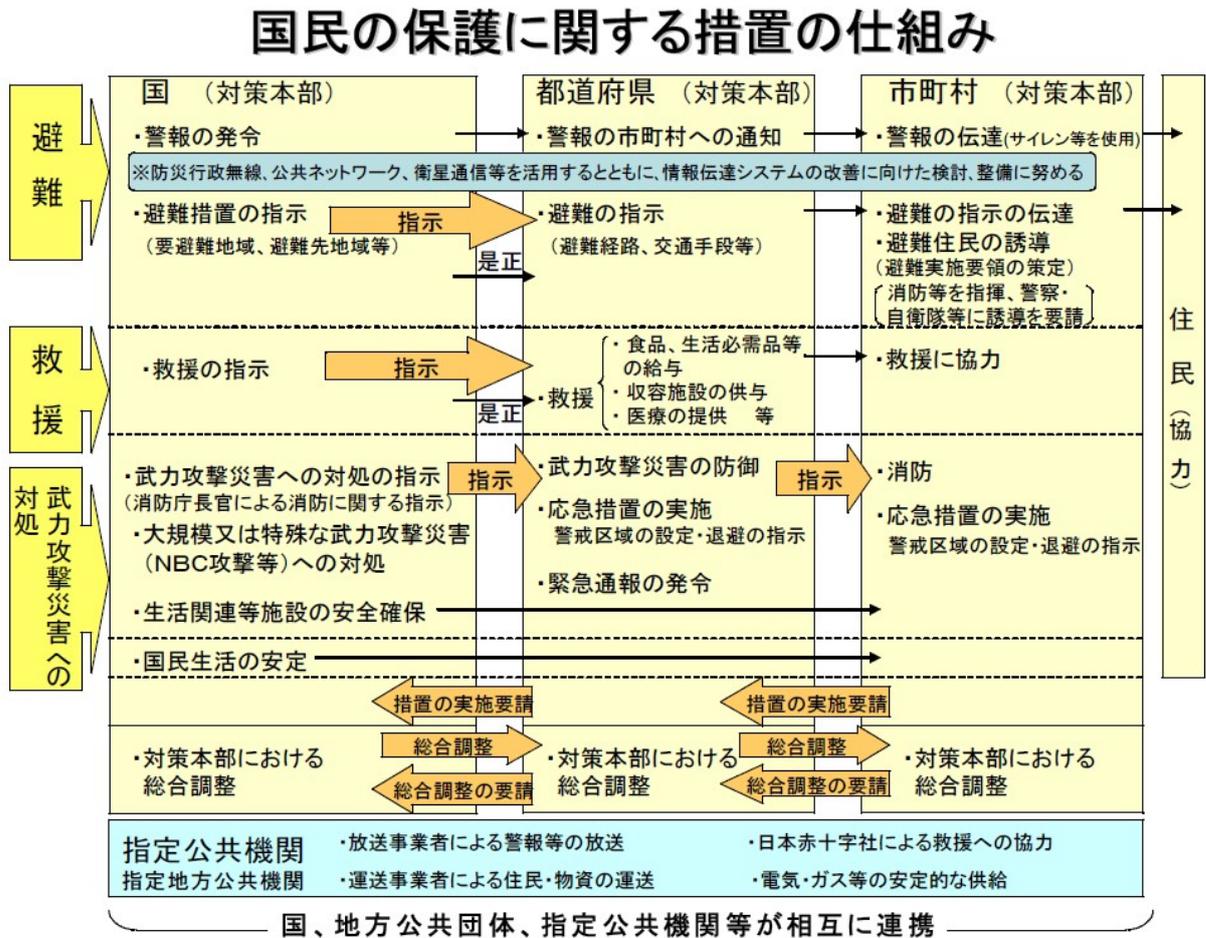
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】



1 事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

- 1 国民保護計画の策定
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住

民の避難に関する措置の実施

- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 関係機関の連絡先

※ 関係機関の連絡先は、資料編第3章「関係機関等の連絡先一覧」(P.3-1~P.3-12)を参照

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地理的特徴

(1) 位置

本市は、紀伊半島の南西側、和歌山県の南部に位置しており、みなべ町、印南町、日高川町、有田川町、奈良県野迫川村・十津川村、新宮市、古座川町、上富田町、白浜町に接している。

(2) 面積

本市は、東西に約46km、南北に約47kmの広がりを持ち、面積は1,026.91k㎡である。

【田辺市の位置及び面積】

方位	経度	方位	緯度	面積
最東	東経 135度49分	最北	北緯 34度04分	1,026.91k㎡
最西	東経 135度20分	最南	北緯 33度38分	

(3) 地形

本市は、鉾尖・牛廻山地、果無山地、高尾山地、大塔山地からなる山地部と、市街

地の北部に位置する田辺丘陵や東部に位置する白浜・朝来丘陵などの兵陵地及び市域を流れる芳養川、稲成川、左会津川、右会津川、富田川、日高川、日置川、熊野川によって形成された低地からなる。また低地と山地、丘陵地の間には台地（河岸段丘）が発達している。

① 山地

大起伏山地は、北部の市内（県内）最高峰である龍神岳（1,382m）、城ヶ森山（1,268.8m）、牛廻山（1,206.8m）、笠塔山（1,049.4m）、西部の槇山（795.8m）、南部の法師山（1,120.2m）、東部の高尾山（943.5m）、百前森山（782.7m）をはじめとして標高1,000m級の山並みを持ち、満壮年期の様相を呈している。

大起伏山地の山麓面として一段低い標高に中起伏山地、さらに高度を下げ、中起伏山地縁辺部を起伏量200～400mの小起伏山地が占める。

本市の地形は、起伏量400～600mの中起伏山地と起伏量200～400mの小起伏山地が大部分を占める。

② 兵陵地

兵陵地には、市街地の北側に広がる田辺丘陵と、市街地の東部から南部にかけての白浜・朝来丘陵とがあり、いずれも標高は100m前後である。

③ 台地

芳養川、稲成川、左会津川、右会津川、富田川、日高川、熊野川及びその支流周辺の河岸にあつて、斜面又は段丘崖により、低地とは区別される。

④ 扇状地性低地

芳養川、稲成川、左会津川、右会津川、富田川、日高川、日置川、熊野川とその支流沿い並びに新庄町付近に広がる低地で、谷底平野と氾濫平野とに分けられる。

⑤ 三角州性低地

芳養川の河口部、左会津川・右会津川と稲成川が合流する付近から海岸に至る地域や文里港から南の海岸付近に分布する。

⑥ 自然堤防

河川の堆積作用により河川沿いに形成された微高地で、氾濫平野、三角州の中に分布する。

⑦ 旧河道

過去の河川の流路跡で、芳養川や左会津川の曲流している箇所にも顕著にみられる。

⑧ 砂州

芳養川、左会津川の河口に広がる波の作用により、海岸部に形成された微高地で、

現在はほとんどが市街地となっている。

⑨ 崖錘・地すべり地形

崖錘は山地斜面の脚部や谷底部に分布し、地すべり地形は不規則な緩斜面の地形で山地斜面下部などにみられる。

⑩ 人工改変地

宅地造成や埋立てなどにより、人為的に地形の改変を行った人工改変地がある。

(4) 気象

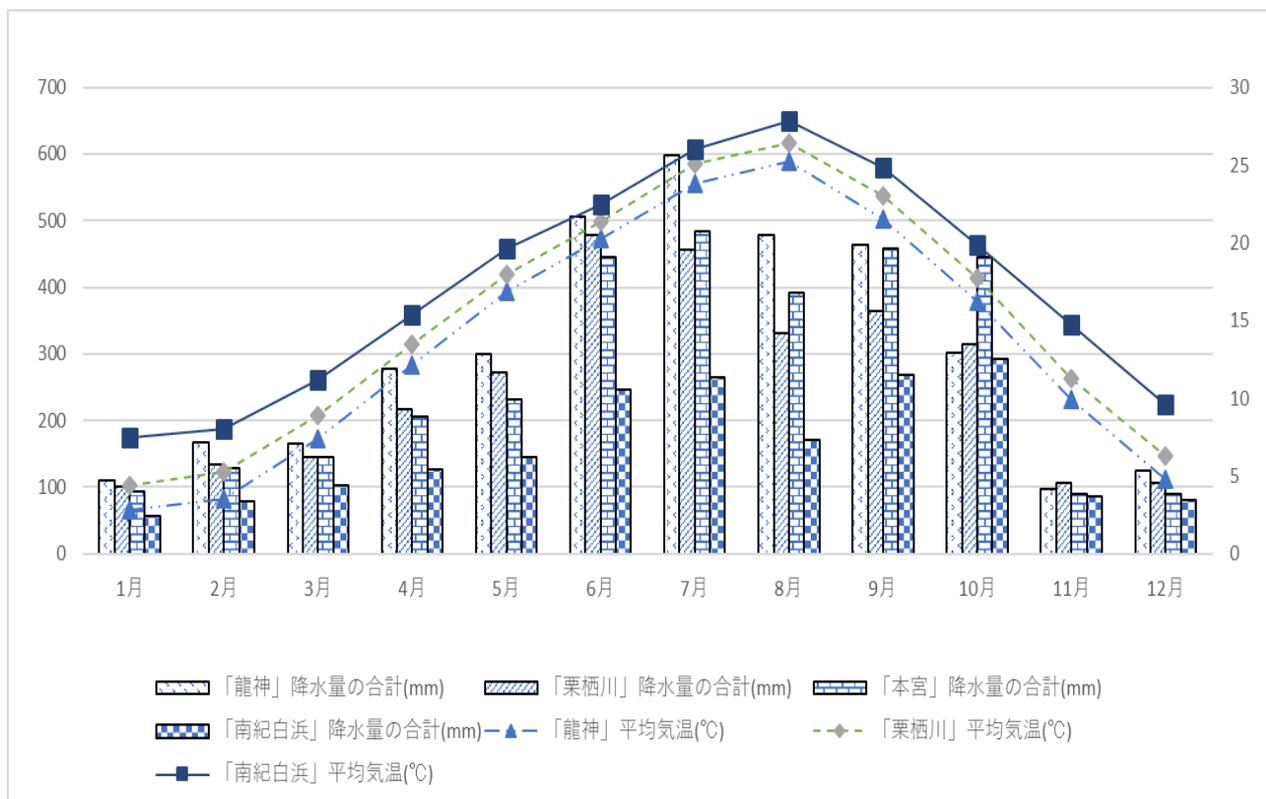
① 市の気候特性は、次のとおりである。

本市の気候は、南海気候区に属し温暖で湿潤な地域であり、沿岸部では、黒潮の影響を受け寒暖の差が比較的小さい。一方、内陸の山間部では、1,000m級の山々をめぐらした山間地であるため、西方沿岸部とは異なり、寒暖の差のある厳しい気象状況を示す。また、6月の梅雨期や9月の台風期に雨が多く年間2,500mm～3,000mmに達し、全国でも有数の最多雨地帯となっている。

龍神地域気象観測所、栗栖川地域気象観測所、本宮地域雨量観測所、南紀白浜地域気象観測所での最近5年間（2017-2021年）の気候の概況を以下に示す。

観測所	項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均気温 累積雨量
田辺市 「龍神」	気温 (°C)	2.8	3.5	7.4	12.1	16.9	20.3	23.8	25.2	21.5	16.2	9.9	4.8	13.7
	降水量 (mm)	109.2	166.8	166.0	277.7	300.0	506.8	597.1	478.1	463.0	302.0	97.1	125.4	3589.2
田辺市 「栗栖川」	気温 (°C)	4.4	5.3	8.9	13.5	18.0	21.4	25.1	26.4	23.0	17.7	11.3	6.3	15.1
	降水量 (mm)	100.8	134.2	145.4	217.1	271.4	478.9	455.3	331.3	364.8	313.8	106.2	106.5	3025.7
田辺市 「本宮」	降水量 (mm)	94.2	128.2	145.1	205.1	230.9	445.6	483.9	392.3	457.5	445.9	89.6	89.4	3207.7
白浜町 「南紀白浜」	気温 (°C)	7.5	8.0	11.2	15.4	19.6	22.5	26.0	27.8	24.8	19.9	14.7	9.6	17.3
	降水量 (mm)	57.3	78.2	101.7	126.5	145.8	246.9	264.0	170.9	267.4	291.5	86.2	79.6	1916.0

注) 表中の値は、月別平均値（2017-2021年）とする。



2 社会的特徴

(1) 人口

人口は減少傾向が続いており、令和2年国勢調査による人口は、69,870人で平成27年国勢調査による人口74,770人よりも6.6%減少している。

【人口の推移】

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
田辺市	86,159	85,646	82,499	79,119	74,770	69,870
旧田辺市	70,246	70,360	68,117	66,093	63,264	59,873
旧龍神村	4,642	4,461	4,103	3,719	3,252	2,751
旧中辺路町	3,863	3,710	3,450	3,040	2,746	2,420
旧大塔村	3,285	3,246	3,259	3,032	2,701	2,378
旧本宮町	4,123	3,869	3,570	3,235	2,807	2,448

(資料：国勢調査)

(2) 人口構成等

令和2年国勢調査をみると、総人口は69,870人となっており、このうち中心市街地を形成する旧田辺市地域の人口が全体の85.6%を占めている。

また各年齢階層別では、0歳～14歳までの年少人口は、7,799人、15歳～64歳までの生産年齢人口は38,714人となっている。65歳以上の老年人口は23,901人となっており、全国平均の老年人口比率が29.1%であるのに対し33.9%と高く、本市の人口構成の大きな部分を占めるに至っている。地域別の老年人口比率は、32%から50.1%まで差があり、今後とも、人口減少や高齢化の傾向は続くものと予想され、特に旧町村地域の高齢化はさらに進むものと考えられる。

※ 町別年齢別人口、住民基本台帳人口、人口密度・人口の推移・世帯数の推移等は、資料編第2「基礎資料」(P.2-5～P.2-9)を参照

(3) 道路

道路は、紀伊半島の大動脈である国道42号が海岸部に沿って走り、政治、経済、産業の中心地である市南西部の市街地と、市の周辺部に位置する山間地域がそれぞれ幹線道路で結ばれている。

また、高速道路近畿自動車道が、平成27年8月にすさみ南ICまで開通した。

市街地から龍神村間は県道田辺龍神線で、市街地から大塔・中辺路町・本宮町間は、県道上富田南部線を経由し国道311号で結ばれているほか、国道311号と県道田辺龍神線が県道中辺路龍神線で連絡している。

山間地域内での道路状況は、龍神地域では、国道371号、424号、425号が交差し、市外と結ばれている。

本宮地域は、地域内を縦断する国道168号が新宮市と奈良県五條市を結んでおり、現在、地域高規格道路五條新宮道路として整備されている。

(4) 鉄道、空港、港湾

鉄道は、JR紀勢本線が、和歌山市から海岸沿いに有田市、田辺市、新宮市等を経て三重県でJR関西本線と連絡している。さらに、JR阪和線を経由して大阪都市圏内との連絡や新幹線との直接乗り継ぎが可能となっている。

空港は、2,000mの滑走路を有する南紀白浜空港(3種C級)が、隣接した西牟婁郡白浜町にある。

港湾は、県管理の文里港、県管理漁港の田辺漁港、市管理漁港の芳養漁港、目良漁港、内の浦漁港の5港がある。

(5) ダム

ダムは、大塔地域(日置川水系日置川)に殿山ダムが、龍神地域に隣接した日高郡日高川町(日高川水系日高川)に椿山ダムが、本宮地域に隣接した奈良県吉野郡十津川村(新宮川水系十津川)に風屋ダム、二津野ダムがある。

※ 道路・鉄道・空港・ダムの位置図は資料編第2章「基礎資料」(P.2-11)を参照

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

第1 武力攻撃事態等及び緊急対処事態

1 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）

- (1) 武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
- (2) 武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態に至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
- (3) 武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なるが、以下に掲げる4類型を対象として想定している。
なお、これら事態は複合して起こることが多いと考えられる。
 - ・ 着上陸侵攻
 - ・ ゲリラや特殊部隊による攻撃
 - ・ 弾道ミサイル攻撃
 - ・ 航空攻撃

2 緊急対処事態

- (1) 緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。
- (2) 緊急対処事態の想定は、攻撃対象施設又は攻撃の手段の種類により、以下に掲げる4類型を対象として想定している。
なお、これら事態は武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定される。
 - ① 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、
危険物積載船への攻撃、ダム破壊

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

② 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による
大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒
素等の混入

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
弾道ミサイル等の飛来

第2 和歌山県における武力攻撃事態及び緊急対処事態の生起の可能性

(1) 武力攻撃事態については、県の日本における地理的位置（太平洋に面した県、東京からの離隔度等）及び現状の国際情勢等から判断して、大規模な着上陸侵攻の可能性は少ない。

また、小規模なゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃は、西日本最大の都市が存在する大阪府に隣接することから大阪府で事態が生起した場合に後方攪乱等を狙いとして起こる可能性があると考えられる。

(2) 緊急対処事態を引き起こす攻撃手段としては、ゲリラや特殊部隊、テロ、弾道ミサイル、航空機が考えられる。

(3) NBC攻撃については、武力攻撃事態及び緊急対処事態の「多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃」において想定されると考える。

(4) その他、隣接府県特に大阪府で事態が生起した場合、和歌山県に大量の避難住民の受入要請が予測される。

第3 田辺市において攻撃目標として考えられる施設

市において攻撃目標と考えられる施設等としては、国・県・市等関係施設、海上保安部施設、港湾・大量集客施設等の公共的施設、ダム等の生活関連等施設が考えられる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局等における平素の業務

市の各部局等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部局等における平素の業務】

部局名	平素の業務
企画部	<ul style="list-style-type: none">・ 国民保護に係る施策の調整に関する事・ 広報に関する事・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事・ 町内会・自治会等との連絡に関する事・ 人権に関する事・ 情報化施策の調査及び研究に関する事・ 電子計算システムの運用及び管理に関する事
総務部	<ul style="list-style-type: none">・ 国民保護に関する業務の総括に関する事・ 各部局間の調整に関する事・ 国民保護に関する企画立案に関する事・ 国民保護協議会の運営に関する事・ 避難施設の指定及び運営体制の整備に関する事・ 安否情報の収集体制の整備に関する事・ 国民保護措置についての啓発に関する事・ 国民保護措置についての訓練に関する事・ 特殊標章等の交付等に関する事・ 市国民保護対策本部に関する事・ 避難実施要領の策定に関する事・ 避難住民の輸送手段の確保、計画に関する事・ 物資及び資材の備蓄等に関する事

総務部 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の服務、給与に関する事 ・国民保護措置関係予算に関する事 ・庁舎、公有財産の管理、運用に関する事 ・その他の部に属さない事
市民環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・埋火葬の許可に関する事 ・廃棄物処理に関する事 ・遺体処理に関する事 ・斎場に関する事 ・墓地に関する事 ・し尿処理に関する事
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・義援金の受付に関する事 ・保健衛生に関する事
商工観光部	<ul style="list-style-type: none"> ・商工観光団体・機関との連絡調整に関する事
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産関係団体・機関との連絡調整に関する事 ・農業用施設及び林道・林業用施設に関する事 ・漁港施設に関する事
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、港湾施設の把握、対策に関する事 ・ダム、河川、急傾斜、地すべり等危険箇所等の把握、対策に関する事 ・仮設住宅に関する事
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金の保管に関する事
水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・救援のための飲料水の確保に関する事
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校等への警報の伝達体制の整備に関する事 ・文化財の保護に関する事
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む。） ・住民の避難誘導に関する事 ・資機材の整備に関する事
行政局	<ul style="list-style-type: none"> ・各部局との連絡調整に関する事

※ 国民保護に関する業務の総括、各部局等間の調整、企画立案等については、総務部危機管理局が行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部・当直員との連携を図りつつ、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【市の体制と配備職員】

体制	配備職員
①初動警戒体制	■本庁 ○危機管理局長 ○防災まちづくり課長、総務課長、企画広報課長 ○防災まちづくり課の全職員 ○総務課及び企画広報課の必要人員 ○危機管理局長が必要と認める部課等の長及び必要人員 ■各行政局管内 ○行政局長 ○総務課長 ○総務課の全職員 ○行政局長が必要と認める人員
②緊急事態連絡室体制	■原則全職員
③市国民保護対策本部体制	■原則全職員

【事態の状況に応じた初動体制】

事態の状況	体制の判断及び参集基準		体制
事態認定前	<ul style="list-style-type: none"> ・市の全部局等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 ・消防庁から国民保護事案に係る情報が配信されたとき ・危機管理局長が必要と認めたとき 		①
	<ul style="list-style-type: none"> ・市の全部局等での対応が必要な場合 ・市長が必要と認めたとき 		②
事態認定後	市国民保護対策本部 設置の通知がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・市の全部局等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 ・危機管理局長が必要と認めたとき 	①
		<ul style="list-style-type: none"> ・市の全部課室での対応が必要な場合（市域で国民保護事案の発生を把握した場合） ・市長が必要と認めたとき 	②
	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合 		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の課長級以上の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話の携行など、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び危機管理局職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
本部長（市長）	副市長	危機管理局長	田辺市長の職務代理者の順序等を定める規則第3条に掲げる者
副本部長（副市長）	危機管理局長	田辺市長の職務代理者の順序等を定める規則第3条に掲げる者	田辺市長の職務代理者の順序等を定める規則第4条に掲げる者
市対策本部員	各本部所管課等の長		

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、市国民保護対策本部等を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について取組を図る。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団の参加を配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項 目		担 当 課
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項) 特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)	健康増進課 商工振興課 建築課 土木課
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)	土地対策課 管理課
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)	土地対策課 管理課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)	消防本部 健康増進課 環境課
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)		総務課
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)		総務課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、田辺市文書規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡体制を構築するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の担当部署及び連絡方法等を把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 和歌山県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、和歌山県警察（以下「県警察」という。）と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結している市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結している協定の見直しを行うなど、防災に

準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び町内会・自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、各自主防災組織、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、田辺市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備（全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net））等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、要配慮者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 市における通信の確保

市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備及びデジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努める。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）の緊急情報については防災行政無線等により住民への伝達を行うとともに、情報伝達手段の多重化多様化を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供並びに武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう周知を図る。この場合において、民生委員や田辺市社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮する。

※ 警報の内容の伝達機関等は、資料編第2「基礎資料」(P. 2-18)を参照

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

また、デジタル化の推進や防災・行政メール等による情報伝達手段の多重化を図る。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行えるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、港湾、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号（資料編第4章「様式」（P.4-6）を参照）の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <ul style="list-style-type: none">① 氏名② 出生の年月日③ 男女の別④ 住所⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⑦ 居所⑧ 負傷又は疾病の状況⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 <p>2 死亡した住民</p> <p>（上記①～⑥に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none">⑩ 死亡の日時、場所及び状況⑪ 死体の所在 |
|---|

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の把握を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
田 辺 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人 的 被 害				住 家 被 害		その他
死 者	行方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
		重 傷	軽 傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

年 月 日	性別	年齢	概 況

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

- (1) 研修機関における研修の活用
市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、自治大学校、消防大学校、

等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安部及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、県とともに近隣市町村、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

県の訓練計画に沿って、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当

たり、町内会・自治会等の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。

- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、町内会・自治会等、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、港湾、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

※ 避難に必要な基礎的資料の一覧は、資料編第1章「避難マニュアル」（P.1-28）を参照

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換等を行うことにより、緊密な連携を確保する。

- (3) 高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮
市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、田辺市社会福祉協議会の協力を得て避難対策を講じる。
- (4) 民間事業者からの協力の確保
市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。
- (5) 学校や事業所との連携
市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、平素から、避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期の避難方法）、観光客、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

※ 避難マニュアル（避難実施要領のパターン）は、資料編第1（P. 1-1～1-28）を参照

3 救援に関する基本的事項

- (1) 県との調整
市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。
- (2) 基礎的資料の準備等
市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 避難住民や緊急物資の運送体制の整備

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用する。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の

成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、要配慮者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）、内閣官房国民保護ポータル

サイト等を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

さらに加えて、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 初動体制と職員の参集基準等

(1) 初動体制の参集基準

市が、事態の状況に応じて適切な措置を講じるための初動体制及び参集基準は第2編第1章第1の2市職員の参集基準等で定めるとおりとする。

(2) 職員の参集が困難な場合の対応

交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合も想定し、あらかじめ、市対策本部長等の代替職員については第2編第1章第1の2市職員の参集基準等で定めるとおりとする。

2 初動警戒体制

(1) 危機管理局長は、初動警戒体制を講ずべき事案が発生し、又は初動警戒体制が必要と認めたときは、情報収集及び初動活動を適切に実施するため、第2編第1章第1の2市職員の参集基準等に定める職員を招集し初動警戒体制を速やかに確立する。

(2) 危機管理局長は、事態の状況に応じて、市が管理する公共施設の安全確保を図るとともに、市が所管する生活関連等施設管理者に必要な対策を講じるよう要請する。

また、国及び県が所管する生活関連施設の対策についても連携を図る。

- (3) 危機管理局長は、事態の状況に応じて、県警察、消防、海上保安部及び自衛隊等の関係機関との連携を強化する。

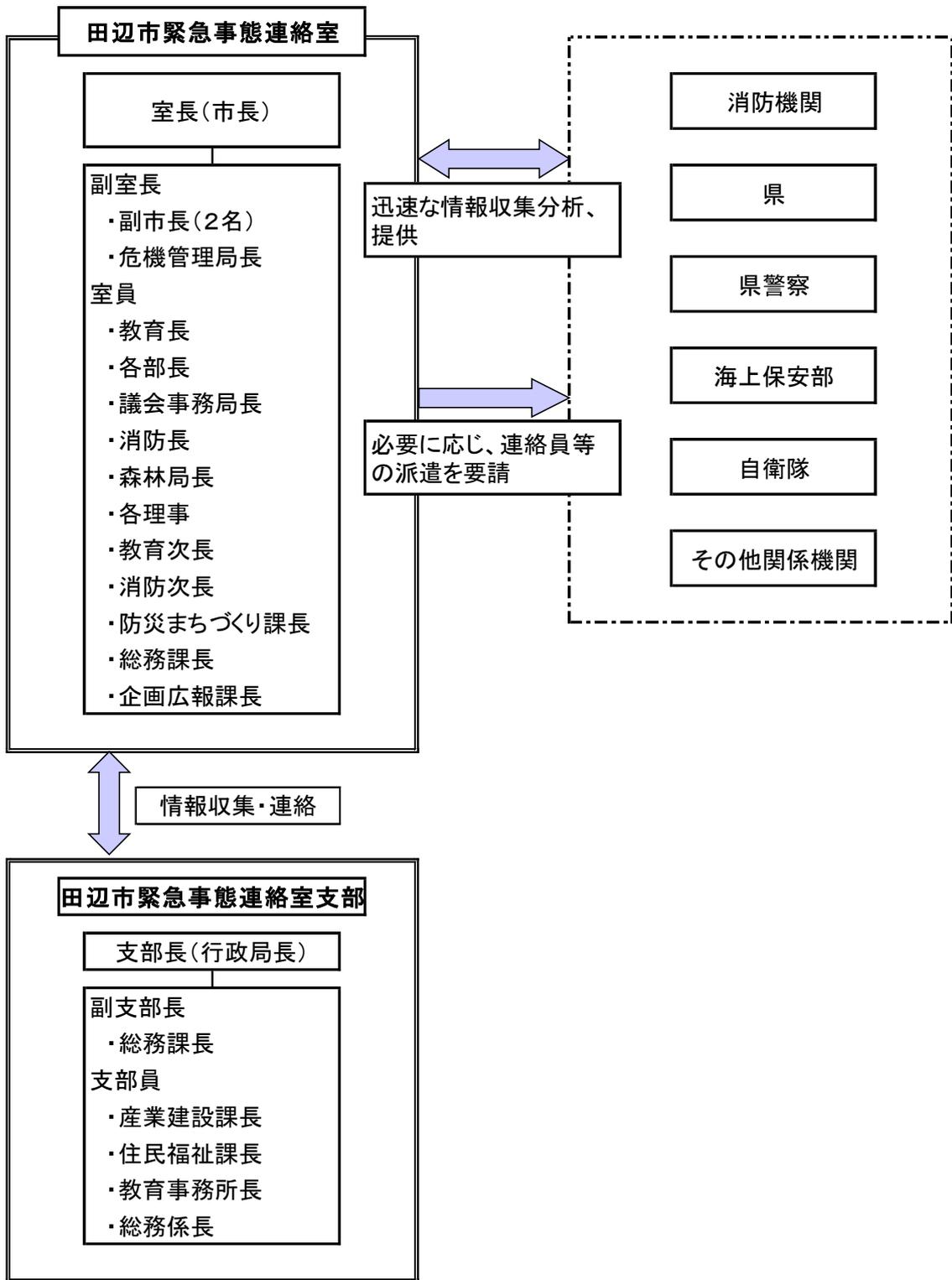
3 田辺市緊急事態連絡室の設置

(1) 田辺市緊急事態連絡室の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、市長がその長となる田辺市緊急事態連絡室（以下「市緊急連絡室」という。）を設置する。
- ② 市長は、市緊急連絡室を設置したときは、原則、全職員を招集する。
また、この場合、西牟婁振興局総務県民課を経由して県に連絡するとともに、県警察、消防、海上保安部及び自衛隊等の関係機関についても連絡を行う。
- ③ 市緊急連絡室長は、必要があると認める場合は、県の職員その他市の職員以外の者の出席を求める。
また、自衛隊との連絡調整が必要な場合は、連絡員等の派遣を要請する。
- ④ 市緊急連絡室は、消防、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努めるとともに、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

※ 各機関の連絡先は、資料編第3章「関係機関等の連絡先一覧」（P. 3-1～3-12）を参照

【田辺市緊急事態連絡室の構成等】



(2) 事態認定前における初動措置

- ① 市は、市緊急連絡室において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、

警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

- ② 市は、事態の状況から必要があると認める場合は、関係機関と連携し避難、救援及び武力攻撃災害への対処に備える。

特に、高齢者、障害者等の避難行動要支援者（病人、乳幼児、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人など）の避難等について、関係機関との連携を確認するとともに必要な支援の準備を行う。

- (3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

- (4) 市長は、事態認定後においては、市緊急連絡室において、必要に応じ退避の指示等の国民保護措置を行う。

- (5) 田辺市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の要請等

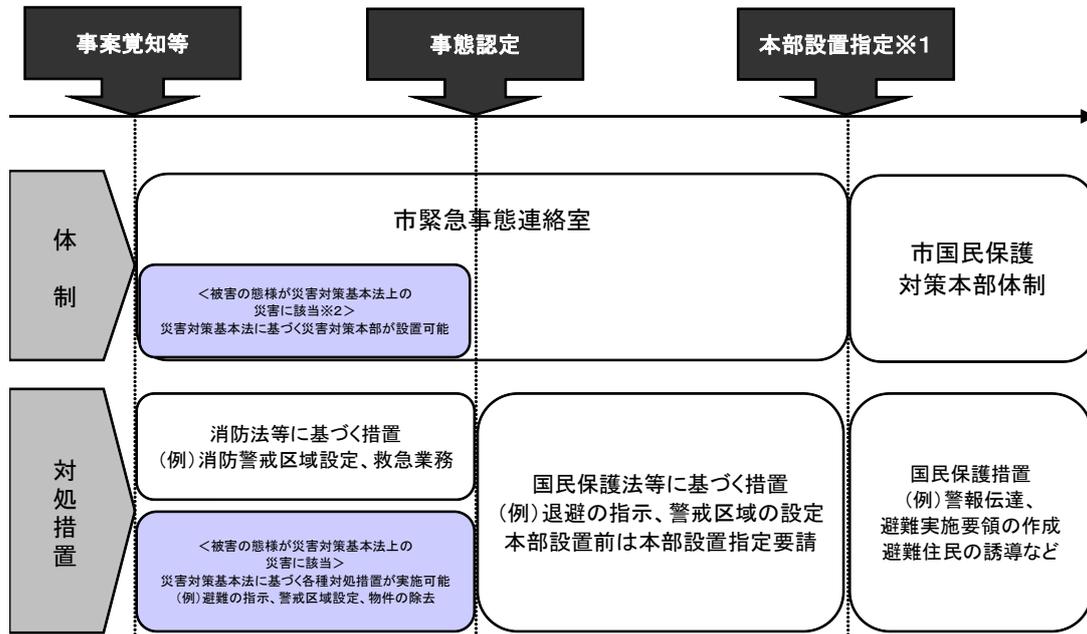
市は、「田辺市国民保護対策本部」（以下「市対策本部」という。）を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、和歌山県知事（以下「知事」という。）を経由して市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

4 国民保護対策本部に移行する場合の調整

- (1) 市緊急連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行し、市緊急連絡室は廃止する。

- (2) 災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことに鑑み、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



- ※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

5 市における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

市長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、市は県に準じた対策を講じるとともに、直ちに県に概要を連絡するものとする。

第2章 市対策本部及び支部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部及び支部を設置する場合の手順や市対策本部・支部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

- 対策本部の設置（武力攻撃事態法第10条）
- 武力攻撃事態等現地対策本部（第24条）
- 都道府県対策本部及び市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定（第25条）
- 指定の要請（第26条）
- 都道府県対策本部及び市町村対策本部（第28条）
- 和歌山県国民保護対策本部及び和歌山県緊急対処事態対策本部条例
- 田辺市国民保護対策本部及び田辺市緊急対処事態対策本部条例

1 市対策本部及び支部の設置

(1) 市対策本部及び支部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部及び支部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたときは、直ちに市役所内に市対策本部を、行政局内に支部を設置する。

※ 市対策本部の配置図は、資料編第2章「基礎資料」（P. 2-12）を参照

ただし、事前に市緊急連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

② 市対策本部員及び市職員の招集

危機管理局は、市対策本部・支部員、市対策本部・支部職員等に対し、災害時における緊急連絡網を活用し、市対策本部又は支部に参集するよう連絡する。

③ 市対策本部設置の連絡等

市は、市対策本部を設置したときは、西牟婁振興局総務県民課を經由して県に連絡する。また、県警察、消防、海上保安部及び自衛隊等の関係機関についても連絡する。

※ 関係機関の連絡先は、資料編第3章「関係機関等の連絡先一覧」（P. 3-1～3-12）を参照

④ 市対策本部の開設

市対策本部は、市本庁舎 3 階第 1 会議室に設置する。また、支部は各行政局会議室に設置する。市対策本部及び支部は必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市本庁舎内に設置できない場合は、本庁別館 3 階又は消防庁舎 3 階若しくは紀南文化会館 4 階研修室に設置するものとする。また、支部はあらかじめ定めた施設に設置するものとする。

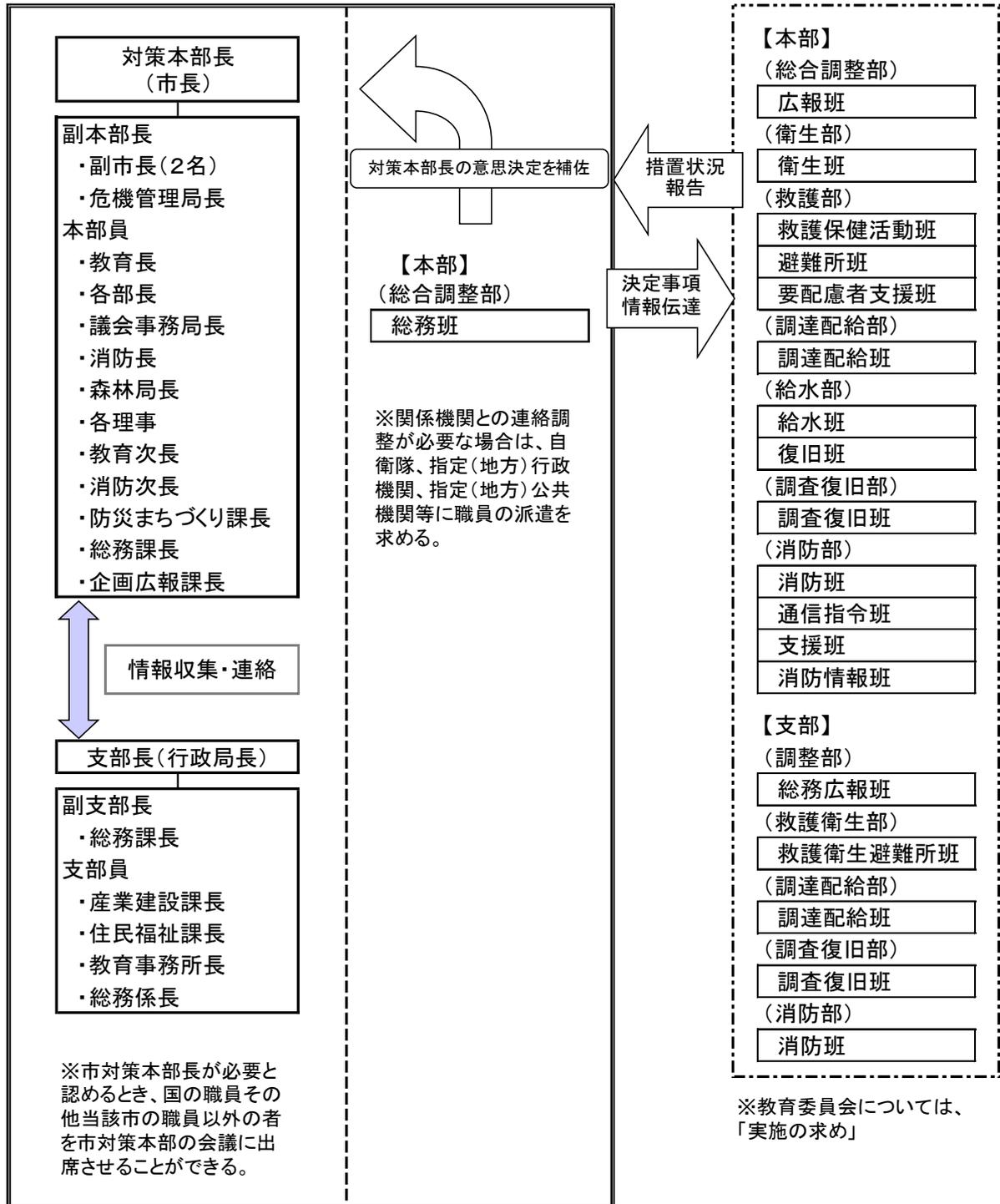
市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

- (2) 市対策本部の組織構成及び機能
市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部局等において措置を実施するものとする

【田辺市緊急事態連絡室の構成等】

【田辺市国民保護対策本部組織図】



田辺市国民保護対策本部・支部の編成及び事務分掌

【本部】

部名	班名	担当課	事務分掌
総合調整部 (部長) 危機管理局長 (副部長) 総務部長 企画部長 議会事務局長	総務班 (班長) 防災まちづく り課長 (副班長) 総務課長	防災まちづくり課 総務課 秘書課 議会事務局	1 市対策本部会議の運営に関する事項 2 収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 3 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 4 市が行う国民保護措置に関する調整 5 他の市町村又は県に対する応援の求め、緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 6 指定行政機関又は指定地方行政機関への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 7 関係機関相互の連携に関すること ①県の対策本部との連携 ②県の現地対策本部との連携に関すること ③県による事務の代行 ④指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 ⑤日本赤十字社との連携 ⑥県警察との連携 ⑦市教育委員会との連携 8 各班との連絡調整に関すること 9 国、県、他の市町村、指定(地方)公共機関等からの情報収集、整理及び集約 10 市対策本部及び市緊急連絡室の運営に関すること 11 現地対策本部の運営に関すること 12 市対策本部の総合調整に関すること 13 自衛隊の派遣要請の求めに関すること 14 住民に対する避難の指示の伝達、避難住民の誘導、その他住民の避難に関する措置に関すること 15 自衛隊及び米軍との道路、港湾施設の利用調整に関すること 16 緊急通報の発令の伝達に関すること 17 退避の指示に関すること

			<p>18 救援の協力に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収容施設の供与 ②炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ④医療の提供及び助産 ⑤被災者の捜索及び救出 ⑥埋葬及び火葬 ⑦電話その他の通信設備の提供 ⑧住宅の応急修理 ⑨学用品の給与 ⑩死体の捜索及び処理 ⑪住居又は周辺の土石・竹木の除去 <p>19 武力攻撃災害の防除及び軽減に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活関連等施設の安全確保 ②危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 ③NBC攻撃による災害への対処等 <p>20 警戒区域の設定に関すること。</p> <p>21 交通規制に関すること。</p> <p>22 武力攻撃災害の復旧に関すること</p> <p>23 県防災ヘリコプターの要請に関すること</p> <p>24 避難の指示の伝達に係る調整に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県警察 ②海上保安部 ③自衛隊 ④近畿運輸局（和歌山運輸支局） ⑤運送事業者（指定（地方）公共機関） ⑥その他 <p>25 救援に係る調整に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地方防衛局（所管財産の使用：美浜・由良） ②近畿厚生局（救援等に係る情報の収集及び提供） ③近畿農政局（食料及び備蓄物資の確保） ④近畿経済産業局（救援物資の円滑な供給の確保） ⑤近畿運輸局（運送事業者への連絡調整） ⑥県警察（被災者の捜索及び救出、死体の捜索及び処理） ⑦消防機関（被災者の捜索及び救出、死体の捜索及び処理） ⑧自衛隊（被災者の捜索及び救出、死体の捜索
--	--	--	--

			<p>及び処理)</p> <p>⑨海上保安庁（被災者の捜索及び救出、死体の捜索及び処理)</p> <p>⑩運送事業者（救援物資の輸送)</p> <p>⑪電気通信事業者（避難施設における電話等の臨時設置)</p> <p>⑫電気事業者（電気の供給)</p> <p>⑬ガス事業者（都市ガス、LPガスの供給)</p> <p>⑭水道事業者（水の供給)</p> <p>⑮医師、看護師等の医療関係者（医療の提供)</p> <p>⑯日本赤十字社（救援への協力)</p> <p>⑰市教育委員会（学用品の給与)</p> <p>⑱郵便事業者</p> <p>26 生活関連等施設の安全確保に関すること</p> <p>①指定行政機関及び指定地方行政機関との連携</p> <p>②県警察、海上保安部、消防機関への支援要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池等 ・鉄道施設、軌道施設等 ・電気通信事業者の交換設備等 ・放送局の無線設備等 ・重要港湾の水域施設、係留施設等 ・ダム等 <p>27 N B C 攻撃に際しての国との連携に関すること</p> <p>と</p> <p>28 対策本部が決定した事項の通知等に関すること</p> <p>と</p> <p>①自衛隊との連絡調整</p> <p>②緊急消防援助隊との連絡調整</p> <p>③警報の通知及び伝達</p> <p>④避難措置の通知</p> <p>⑤避難の指示の通知及び伝達</p> <p>⑥避難施設管理者への通知</p> <p>⑦緊急通報の通知</p> <p>⑧退避の指示の通知</p> <p>⑨警戒区域の通知</p> <p>⑩交通規制</p> <p>⑪立入制限、立入禁止、退去命令等</p> <p>⑫その他</p> <p>29 海外からの支援受入の調整に関すること</p> <p>30 県対策本部からの情報収集に関すること</p>
--	--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ①対策本部の設置 ②警報の発令 ③避難措置の指示 ④救援の指示 ⑤武力攻撃災害への対処 ⑥消防庁長官からの指示 <p>31 県からの情報収集に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①避難住民の誘導の状況 ②救援の状況 ③武力攻撃災害の状況 ④その他 <p>32 指定（地方）行政機関の措置状況に関するこ と</p> <p>33 指定（地方）公共機関の措置状況に関するこ と</p> <p>34 退避の指示に関すること （県、警察官、海上保安官、自衛官）</p> <p>35 警戒区域の設定に関すること （県、警察官、海上保安官、自衛官）</p> <p>36 武力攻撃災害情報の収集に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連等施設 ・危険物質等の状況 ・道路、港湾 ・市有施設 ・交通機関 ・その他 <p>37 被災情報の収集及び報告に関すること</p> <p>38 対策本部員のローテーションの管理に関する こと</p> <p>39 市議会事務局との連携に関すること</p> <p>40 職員の動員に関すること</p> <p>41 職員の派遣要請及びあっせんに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定（地方）行政機関 ・指定（地方）公共機関 ・その他 <p>42 職員の救援に関すること</p> <p>43 電話その他の通信設備の管理・提供に関する こと</p> <p>44 災害応急対策用物品の購入に関すること</p> <p>45 対策本部員の食料の調達等に関すること</p>
--	--	--	---

			<p>46 外国人の被災者に関する情報連絡に関するこ と</p> <p>47 防災行政無線の管理に関するこ と</p> <p>48 その他必要なこ と</p>
	<p>広報班 (班長)</p> <p>企画広報課長 (副班長)</p> <p>自治振興課長</p>	<p>企画広報課 たなべ営業室</p> <p>自治振興課</p> <p>情報政策課</p>	<p>1 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措 置等の記録</p> <p>2 防災行政無線の運用に関するこ と</p> <p>3 非常通信協議会との連携等通信の確保に関す ること</p> <p>4 市汎用コンピュータシステムの管理・運営に 関すること</p> <p>5 県行政情報通信ネットワークの管理・運営に 関すること</p> <p>6 広報に関するこ と</p> <p>7 報道機関との連絡調整に関するこ と</p> <p>8 安否情報の収集及び提供に関するこ と</p> <p>9 町内会・自治会等との連絡調整に関するこ と</p> <p>10 市民必需品等の価格需給動向調査に関するこ と</p> <p>11 市民相談に関するこ と</p> <p>12 その他必要なこ と</p>
<p>衛生部 (部長)</p> <p>市民環境部長 (副部長)</p> <p>市民環境部理事</p>	<p>衛生班 (班長)</p> <p>環境課長 (副班長)</p> <p>廃棄物処理課長</p>	<p>環境課</p> <p>廃棄物処理課</p> <p>市民課</p> <p>保険課</p>	<p>1 家庭動物等の保護等の調整に関するこ と</p> <p>2 食品衛生及び環境衛生に関するこ と</p> <p>3 N B C 攻撃等により汚染された飲食物の移動 の制限若しくは禁止又は飲食物の廃棄の指示に 関すること</p> <p>4 危険動物等の逸走対策等の調整に関するこ と</p> <p>5 危険物質等（毒劇物）取扱施設への武力攻撃 害に備えての安全確保に関するこ と</p> <p>6 廃棄物の処理に関するこ と</p> <p>7 生活排水路施設及び下水道施設の被害調査及 び災害応急対策に関するこ と</p> <p>8 遺体の処理及び埋葬に関するこ と</p> <p>9 その他必要なこ と</p>

<p>救護部 (部長) 保健福祉部長 (副部長) 教育次長</p>	<p>救護保健 活動班 (班長) 健康増進課長 (副班長) 健康増進課参事 (健康管理係長)</p>	<p>健康増進課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護及び助産に関すること 2 災害防疫の総括に関すること 3 防疫活動に必要な情報収集に関すること 4 医療機関との連絡に関すること 5 伝染病予防に関すること 6 防疫用薬品の確保に関すること 7 保健師活動に関すること 8 避難先地域住民の栄養管理及び指導に関すること 9 医薬品（防疫用薬品を除く）、医療機器、その他治療に要する衛生用品の確保及び供給に関すること 10 医薬品（防疫用薬品を含む）、医療機器、その他治療に要する衛生用品の売渡要請・取用等に関すること 11 その他必要なこと
	<p>避難所班 (班長) 教育総務課長 (副班長) 学校教育課長</p>	<p>男女共同参画推進室 子育て推進課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課 文化振興課 児童館 図書館 美術館 西部センター 南部センター</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の誘導の支援等に関すること ※ 大規模な避難の場合は、各班から可能な人員を招集する。 2 避難施設の開設及び運営に関すること 3 災害援護資金等の融資に関すること 4 教育関係の被害状況の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること 5 学校施設等の被害応急対策に関すること 6 職員（学校職員を除く。）の動員及び派遣に関すること 7 職員（学校職員を除く。）の救援に関すること 8 広報に関すること 9 市対策本部及び市教育委員会各班との連絡調整に関すること 10 県教育委員会との連絡及び指導に関すること 11 学校給食物資の管理及び分配に関すること 12 児童生徒の健康管理に関すること 13 臨時の授業その他学校運営に関すること 14 教科書及び学用品の調達・給与に関すること 15 学校職員の救援に関すること 16 市立小中高等学校等への警報等の伝達に関すること

			<p>ること</p> <p>17 学校職員の動員及び派遣に関すること</p> <p>18 社会体育施設の災害応急対策に関すること</p> <p>19 P T A、婦人会等社会教育関係団体との連絡に関すること</p> <p>20 社会教育施設の災害応急対策に関すること</p> <p>21 文化財の武力攻撃災害からの被害防止対策に関すること</p> <p>22 美術館・図書館施設の災害応急対策に関すること</p> <p>23 その他必要なこと</p>
	<p>要配慮者支援班 (班長) 福祉課長 (副班長) やすらぎ対策課長</p>	<p>福祉課 やすらぎ対策課 障害福祉室</p>	<p>1 ボランティア活動の総合調整に関すること</p> <p>2 ボランティアの編成及び活動計画に関すること</p> <p>3 要配慮者への支援関係</p> <p>4 福祉避難所への入所に関すること</p> <p>5 義援金の受付及び配分</p> <p>6 その他必要なこと</p>
<p>調達配給部 (部長) 商工観光部長 (副部長) 総務部理事</p>	<p>調達配給班 (班長) 商工振興課長 (副班長) 観光課長</p>	<p>財政課 契約課 会計課 選管事務局 給食管理室 人権推進課 商工振興課 観光振興課</p>	<p>1 財務に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 ・損失補償、実費弁償及び損害補償 ・総合調整及び指示に係る損失補てん <p>2 災害救助に必要な食料等の確保に関すること</p> <p>3 生活必需品の確保に関すること</p> <p>4 ガス、調理器具等の確保に関すること</p> <p>5 食品の給与に関すること</p> <p>6 食品、飲料水、ガス、被服その他生活必需品の給与・貸与・売渡要請・収用等に関すること</p> <p>7 救援物資の受入に関すること</p> <p>8 経済関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること</p> <p>9 被災中小企業者に対する融資に関すること</p> <p>10 工場、事業場等の被害調査に関すること</p> <p>11 観光施設の被害調査に関すること</p> <p>12 就労状況の把握及び雇用の確保に関すること</p> <p>13 その他必要なこと</p>
<p>給水部 (部長)</p>	<p>給水班 (班長) 業務課長</p>	<p>業務課 土地対策課 監査委員事務局</p>	<p>1 飲料水の供給に関すること</p> <p>2 その他必要なこと</p>

水道部長	(副班長) 土地対策課長	農業委員会事務局 納税推進室	
(副部長) 業務課長	復旧班 (班長) 工務課長	工務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活関連等施設（取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池）の安全確保に関すること 2 N B C 攻撃等により汚染された生活用水の使用若しくは給水の制限又は禁止に関すること 3 その他必要なこと
調査復旧部 (部長) 建設部長 (副部長) 農林水産部長 森林局長	調査復旧班 (班長) 土木課長 (副班長) 農業振興課長	土木課 都市計画課 管理課 建築課 農業振興課 梅振興室 山村林業課 水産課 税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎の災害応急対策に関すること 2 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関すること 3 住居又は周辺の土石・竹木の除去に関すること 4 建設資材（収容施設用）の売渡し要請・収用等に関すること 5 河川の被害調査並びに災害応急対策に関すること 6 生活関連等施設（殿山ダム、椿山ダム、二津野ダム、風屋ダム）の管理者との連携に関すること 7 水防業務に関すること 8 港湾、漁港及び海岸施設の被害調査並びに災害応急対策に関すること 9 港湾、空港等における緊急輸送拠点機能の確保に関すること 10 土木関係被害状況の調査、情報収集及び災害応急対策の取りまとめに関すること 11 災害応急復旧工事等に必要の建設機械及び資材の調達並びに建設業者の確保に関すること。 12 土地の収用に関すること 13 市管理の道路、橋梁等の被害調査及び災害応急対策に関すること 14 国（直轄）、高速道路株式会社等が管理するその他の道路の情報収集に関すること 15 緊急輸送道路の確保に関すること 16 建物・宅地等の被害調査及び被害応急対策に関すること 17 被災者の住宅支援に関すること 18 都市施設の被害調査及び被害応急対策に関すること 19 農林水産関係被害状況の調査、情報収集及び

			<p>災害応急対策に関すること</p> <p>20 被災中小企業者に対する融資に関すること</p> <p>21 工場、事業場等の被害調査に関すること</p> <p>22 観光施設の被害調査に関すること</p> <p>23 農業協同組合施設等の被害調査及び災害応急対策に関すること</p> <p>24 国有農地等の災害状況調査及び災害応急対策に関すること</p> <p>25 主要食料、そ菜、果樹等の被害調査及び災害応急対策に関すること</p> <p>26 災害応急対策用種子の確保に関すること</p> <p>27 家畜及び家きんの被害調査並びに災害応急対策に関すること</p> <p>28 家畜及び家きんの防疫に関すること</p> <p>29 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害応急対策に関すること</p> <p>30 ため池の災害応急対策に関すること</p> <p>31 海岸保全区域の被害調査及び災害応急対策に関すること</p> <p>32 治山施設、防潮林及び林道その他林産物搬出施設の被害調査並びに災害応急対策に関すること</p> <p>33 林産物等の被害調査及び災害応急対策に関すること</p> <p>34 被害林業者等に対する融資に関すること</p> <p>35 養殖魚介類及び水産業施設の被害調査並びに災害応急対策に関すること</p> <p>36 船舶の確保に関すること</p> <p>37 被災漁業者等に対する融資に関すること</p> <p>38 給水班の応援に関すること</p> <p>39 その他必要なこと</p>
<p>消防部 (部長)</p> <p>消防長 (副部長)</p> <p>消防次長</p> <p>警防課長</p>	<p>消防班 (班長)</p> <p>田辺消防署長 (副班長)</p> <p>警防課長</p> <p>警防課参事</p> <p>※救急統括</p> <p>消防総務課参事</p>	<p>消防総務課</p> <p>警防課</p> <p>予防課</p> <p>田辺消防署</p> <p>扇ヶ浜分署</p>	<p>1 消防に関すること</p> <p>2 消防活動に必要な情報等の収集並びに気象の予警報及び情報の収集及び伝達に関すること</p> <p>3 危険物質等(危険物、火薬類、ガス施設等)の武力攻撃災害の防止防除及び災害応急対策に関すること</p> <p>4 消防部職員の招集及び消防団への出動要請に関すること</p> <p>5 応援要請に関すること</p>

			6 その他必要なこと
	通信指令班 (班長) 警防課参事 ※指令センター長 (副班長) 指令係長 ※副センター長	警防課	1 出動指令に関すること 2 消防部職員の招集連絡に関すること 3 無線運用に関すること 4 防災行政無線による情報伝達に関すること 5 消防に関する応援要請と受援活動に関すること
	支援班 (班長) 消防総務課長 (副班長) 庶務係長	消防総務課	1 支部間(支団間)の連絡調整に関すること 2 消防部における資器材及び物資の調達補給に関すること 3 消防団の資機材、燃料、食料等の調達に関すること 4 消防団による広報に関すること
	消防情報班 (班長) 予防課長 (副班長) 予防係長	予防課	1 総合調整部との相互連絡に関すること 2 報道機関からの連絡及び対応に関すること 3 被害状況の記録に関すること

【支部】

部名	班名	担当課	事務分掌
調整部 (部長) 総務課長	総務広報班 (班長) 総務係長	総務課	本部総務班・本部広報班に準じる
救護衛生部 (部長) 住民福祉課長	救護衛生避難 所班 (班長) 保健福祉係長	住民福祉課 連絡所 診療所 熊野古道なかへち美術館	本部衛生班・本部救護保健活動班・本部避難所班 ・本部要配慮者支援班に準じる
調達配給部 (部長) 教育事務所長	調達配給班 (班長) 教育事務所主任又 はこれに準じる者	教育事務所 保育所	本部調達配給班に準じる
調査復旧部 (部長) 産業建設課長	調査復旧班 (班長) 農林土木係長	産業建設課	本部調査復旧班に準じる
消防部 (部長) 消防分署長	消防班 (班長) 参事又は各係長	龍神分署 中辺路分署 大塔分署 本宮分署	本部消防班に準じる

(3) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

※ 関係報道機関一覧は、資料編第3章「関係機関等の連絡先一覧」(P.3-11～3-12)を参照

(4) 市現地対策本部の設置

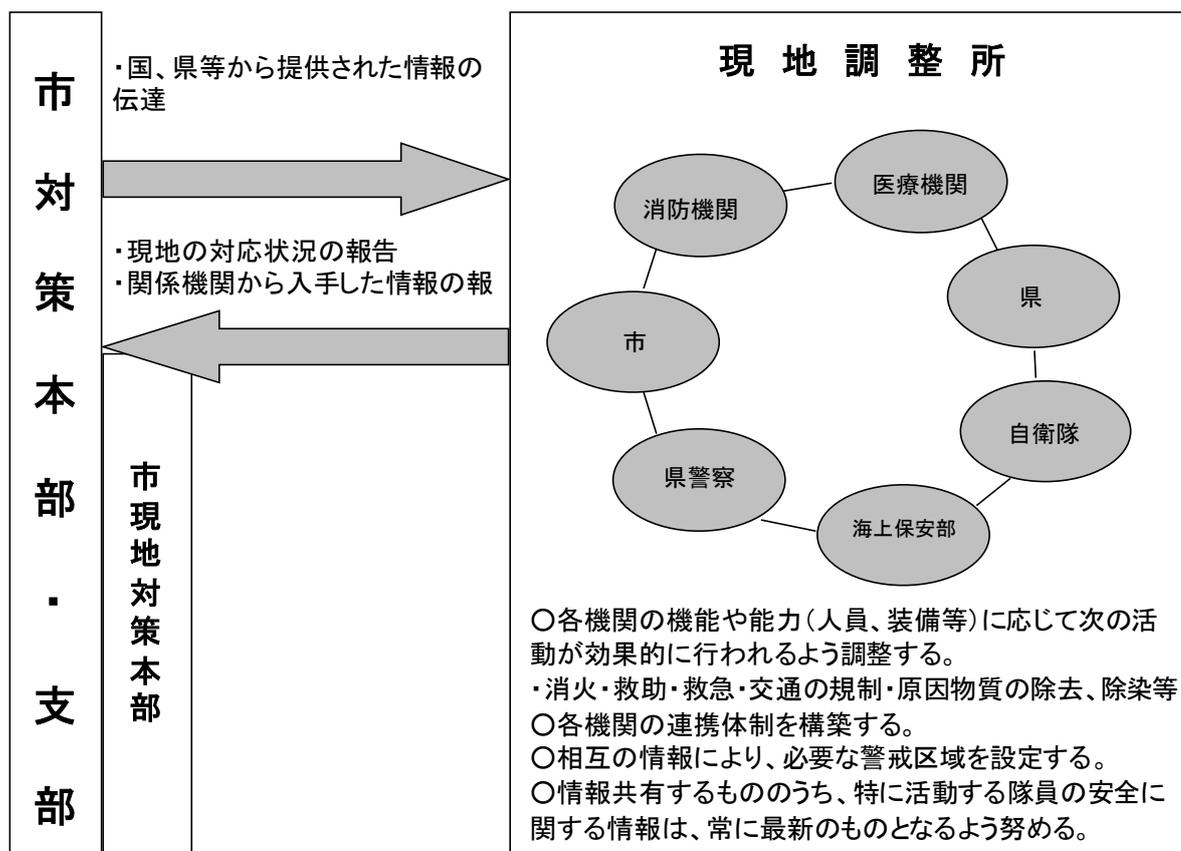
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



(6) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域における国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整に係る関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するとともに、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等への対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ市対策本部長又は市対策副本部長若しくは市対策本部員の中から市対策本部長が指名した者が参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、

関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて、市国民保護協議会委員たる隊員又は県国民保護協議会委員たる隊員あるいは県を担当区域とする自衛隊和歌山地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあつては県を担当区域とする中部方面総監、海上自衛隊にあつては県を担当区域とする呉地方総監、航空自衛隊にあつては県を担当区域とする中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。
- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求
 - ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
 - ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2) 県への応援の要求
市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。
- (3) 事務の一部の委託
 - ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託

を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた

応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内会長・自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係機関（消防団、町内会・自治会等、田辺市社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

※ 警報の内容の伝達機関等は資料編第2章「基礎資料」（P. 2-18）参照

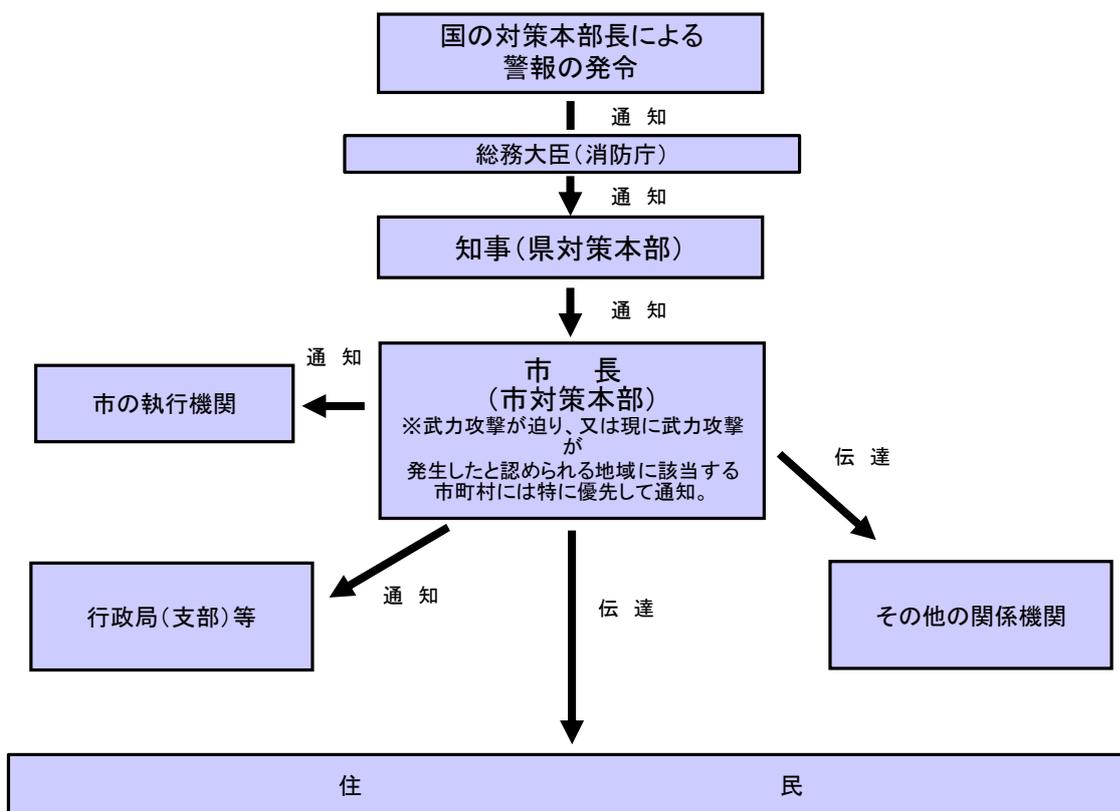
(2) 警報の内容の通知

① 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立診療所、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.tanabe.lg.jp/>）に警報の内容を掲載する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次ページのとおり。

市長から関係機関への警報の通知・伝達



※市長は、ホームページ(<http://www.city.tanabe.lg.jp/>)に警報の内容を掲載

※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか広報車を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している防災行政無線等の情報伝達手段により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会・自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会・自治会等や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を活用するなど避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

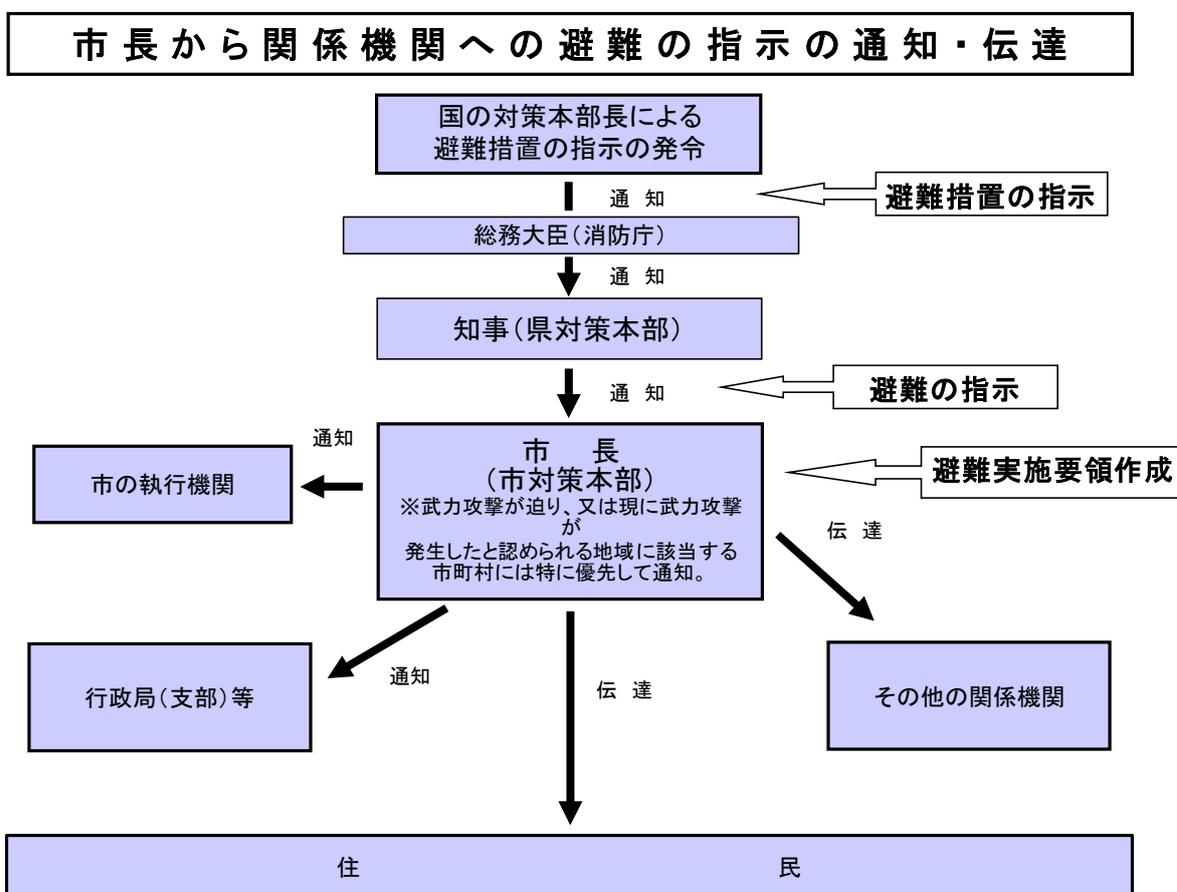
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※ 避難の指示の流れについては次のとおり。



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の作成

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を作成する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に必要な事項

【避難実施要領の項目】

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市（町村）職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 要配慮者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の作成の際における考慮事項

避難実施要領の作成に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握

- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、要配慮者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

※ 避難行動要支援者名簿について

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第 49 条の 10 において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市（町村）は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

※ 国の対策本部長による利用指針の調整について

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第 6 条第 3 項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第 6 条第 4 項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

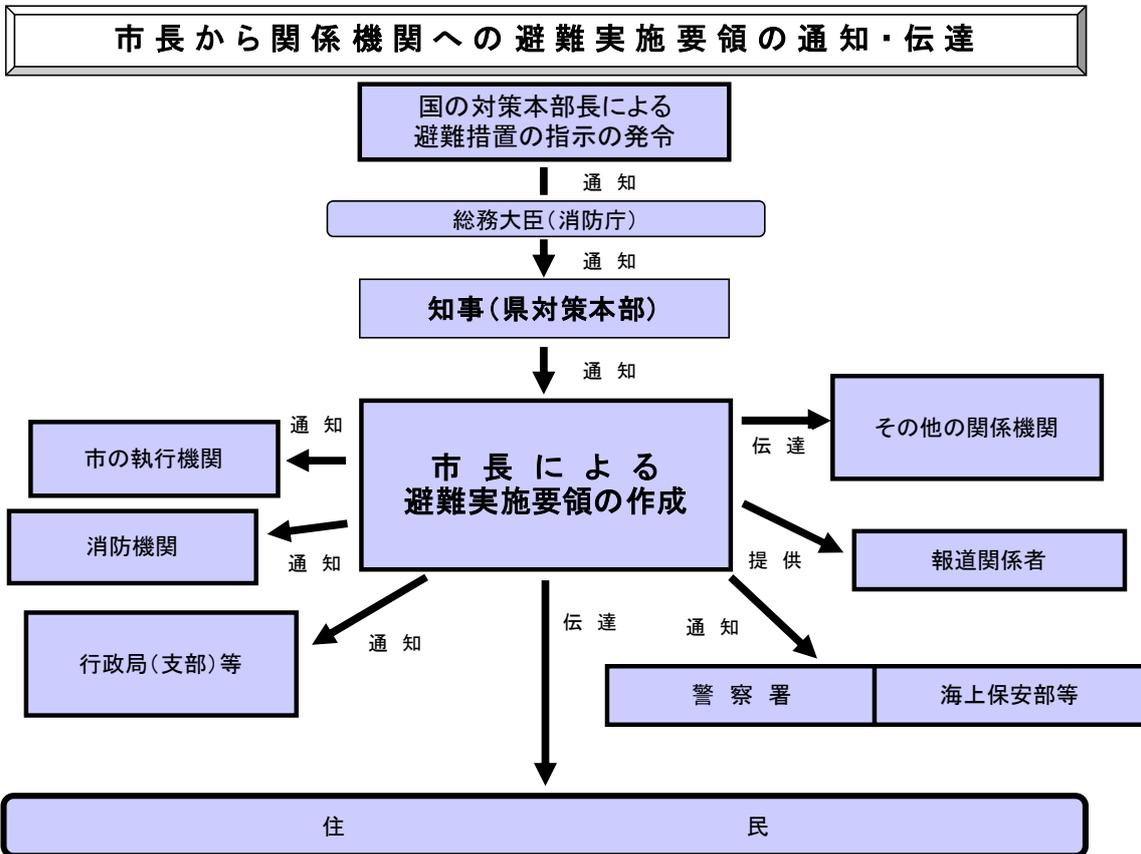
(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私

の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、直ちに、その内容を市の他の執行機関、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊和歌山地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会・自治会等、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、ヘルメット、腕章、特殊標章等を携行させる

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講じる。

(2) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(3) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内会・自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(4) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(5) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長・自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品及び飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

また、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とと

もに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、田辺市社会福祉協議会、民生委員、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

さらに、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者

となっている指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

ただし、当該指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 各事態における対応等

弾道ミサイル攻撃の場合

① 弾道ミサイル攻撃による攻撃は、短時間での着弾が予想されるため、避難行動の時間が限られ、爆風や建物等が破壊されたことに伴う破片などが発生する。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は以下の避難行動を実施する必要がある。

【屋外にいる場合】

ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるため、近くの建物か地下に避難する。

【建物がない場合】

ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるため、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

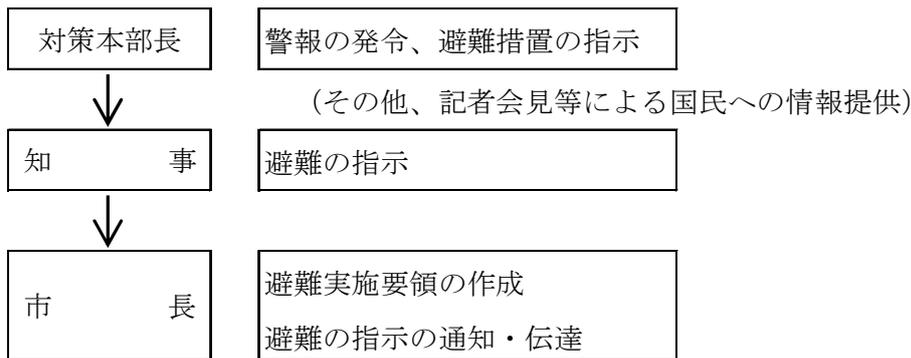
【屋内にいる場合】

爆風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないように、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」、「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理

⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 医療機関等への救援要請

市長は、事務の委任を受けた場合において、医療機関その他医療関係者と協議の上、医師・歯科医師・看護師・薬剤師・事務員等の派遣を要請する。

(5) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府省告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基

づき救援の措置を行う。

「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

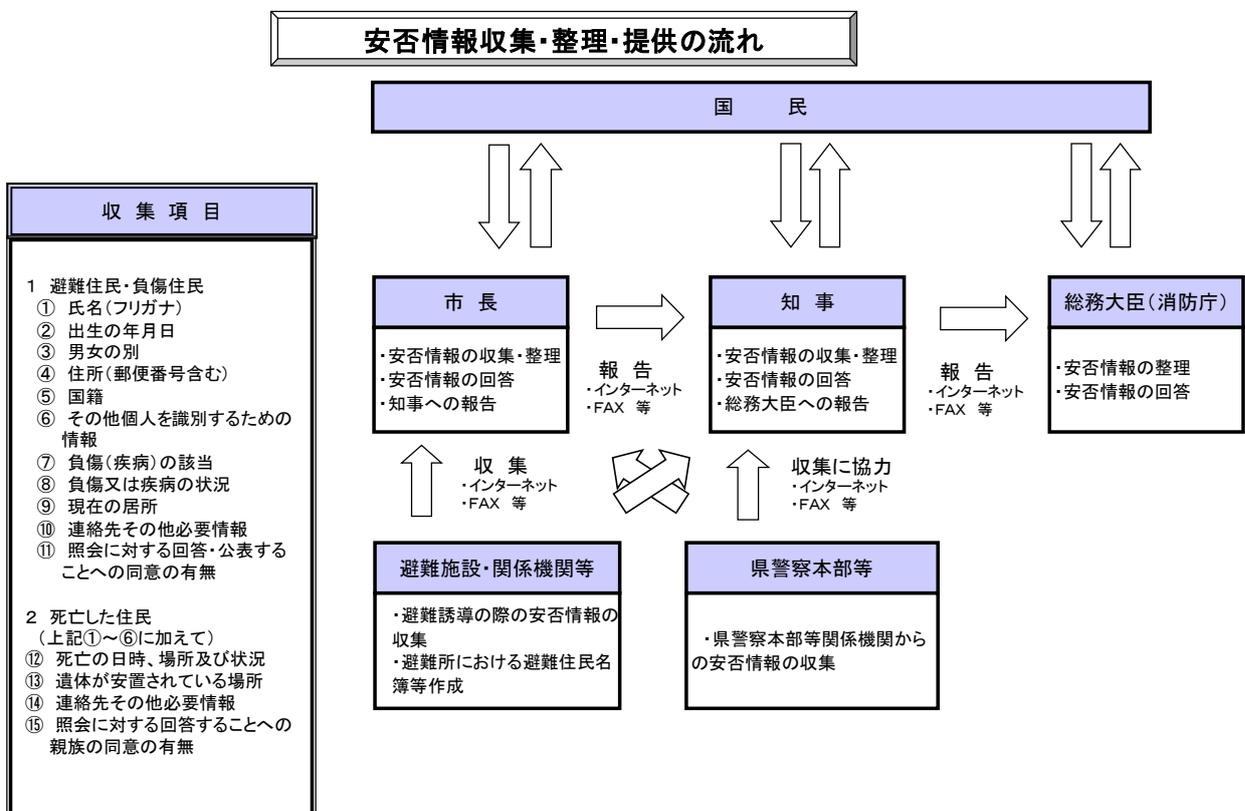
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえ、安否情報の収集及び提供を行うシステムを適切に運用して行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、安否情報省令第2条に規定する様式第3号（資料編第4章「様式」（P.4-6）を参照）の情報を、原則として安否情報システムにより県に報告する。ただし、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。また、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応

窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号（※資料編第4章「様式」(P.4-7)を参照)に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

※ 様式第4号に記載させる必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等である（ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。）。

(2) 安否情報の回答

① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号（※資料編第4章「様式」(P.4-8)を参照)により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号（※資料編第4章「様式」(P.4-8)を参照)により回答する。

③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、前記3(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 市による安否情報の収集及び提供の基準

(1) 市による安否情報の収集

市による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 市による安否情報の報告及び照会に対する回答

市による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

市職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に報告する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、市職員、警察官又は海上保安官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※ 退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※【退避の指示】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時避難すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※ 屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、報道関係者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ

適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害が生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

③ 市長は、市域の被害がない又は軽微な場合、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

○対象

- ① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

- ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

○措置

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、またNBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の

特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じワクチン接種を行い、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表

に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○ 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 市教育委員会は、市の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、市教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合

には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

- ① 市教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。
- ② この場合において、市教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者及び水道用水供給事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川管理施設、道路及び港湾、漁港等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

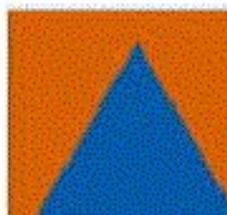
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に
青の正三角形）

表面

	（この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白）	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name:		
生年月日/Date of birth:		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol II) in his capacity as		
交付年の年月日/Date of issue:		
証明書番号/No. of card:		

裏面

身長/Height:	目の色/Eyes:
その他の特徴又は特徴/Other distinguishing mark	
血型/Blood type:	
.....	
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER	
.....
印鑑/Stamp	所持者

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・ 市の職員(消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の消防団長及び消防団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の消防団長及び消防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

第5編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

田 辺 市 国 民 保 護 計 画
(本 編)

令和 5 年 2 月

発 行 田 辺 市

編 集 田辺市役所総務部
危機管理局防災まちづくり課
〒646-8545
田辺市新屋敷町1番地
TEL 0739-22-5300 (代表)